

特集にあたって

発展途上国と知的財産権

経済学的アプローチ

くほけんすけ
久保研介

はじめに

知的財産権制度の役割
制度デザインという問題
知的財産権制度の略史
各論文の紹介

むすび

はじめに

知的財産とは人間の知的創造活動の産物である。そして知的財産権は創作者に対し、知的財産を一定期間排他的に利用する権利を政府が与え保護するものである^(注1)。政府がそのような権利を付与することの根拠および方法については、経済学的な議論が数世紀にわたって続いている^(注2)。今日のコンセンサスとしては、人間社会をより豊かにする創造活動を促進する手段として知的財産権は有効かつ効率的と考えられている。しかし、最適な制度設計に関する合意というものは存在しない。

近代的な知的財産権制度は19世紀に欧米の先進工業国及び日本で開発されたのち世界に広められたが、1980年代までは保護対象の設定といった制度設計に関して各国の裁量がある程度発揮できたようである。韓国と台湾が1980年代半ばにアメリカ合衆国の圧力によって知的財産権を整備したように、二国間交渉を通じた制度調和はしばしば行われてきたが、それはこれらの

国の技術力向上の裏返しでもあった。

今日の発展途上国は異なる状況に直面している。1995年に発足した世界貿易機関（World Trade Organization, 略称 WTO）のもと、全ての加盟国に知的財産権保護に関する最低基準が義務づけられているが、その最低基準が全ての国の発展段階に合致するとは考え難い。たとえば後発発展途上国（least-developed countries）が2016年までに特許の保護対象とすべき医薬品は、1975年以前の日本の特許法では保護されていなかった。

本特集では、知的財産権制度と途上国経済の関係を考察する。特集の導入部分として位置づけられる本稿では、まず知的財産権制度の役割とあり方に関する議論を、理論研究の先行文献に触れながら紹介する^(注3)。次に近代的知的財産権制度の創成と普及を描写し、その流れの中に発展途上国の制度整備という現象を位置づける。最後に、特集全体としての問題意識をまとめながら、所収の各論文を紹介する。

知的財産権制度の役割

経済成長の原動力である技術進歩とは、新製品の開発や新しい製造方法・経営組織の導入などにより、存在する資源からより多くの財・サ

ービスを生み出すことである。そして新製品や製造方法などに関する知識は、研究開発と呼ばれる活動によって創出される。研究開発の促進における知的財産権の役割を知るため、まずは知識という財の特徴を把握する必要がある。

財の経済学的特徴を論じる際には、しばしば競争性と排除可能性という概念が用いられる [西村 1995, 296]。競争性とは、一人の者が財を消費することで他者の消費量が減少する程度を表す概念である。排除可能性とは財の消費から他者をどの程度排除できるかを表す。屋外の空気の場合は自分の消費は他人の消費を減らさず、他人を消費から排除することもできない。したがって空気は非競争性と排除不可能性によって特徴付けられる。このような財を公共財と呼ぶ。

知識の場合、最初に入手した者が知識を秘匿すれば他人の利用を排除することはできる。しかし出版物などで知識を公開すると、法的な保護がなければ他者の排除は不可能となる。すなわち公開された知識は排除不可能性という特徴を有している。

また知識そのものは物理的な数や形を有さないため、一人による利用は他者の利用を全く妨げず、競争性はない。知識を秘匿した場合でも、他者が偶然同じ知識を生み出してしまえば複数者が同じ知識を非競争的に利用することになる。以上からわかるように知識は公共財と近い性質を持っている [Arrow 1962]

公共財の場合と同様に、競争市場では知識の生産は過少になりやすいと考えられる。たとえば企業が自ら発明した新製品を生産する場合、知識をある程度公開せざるを得ない。生産に協力する他企業には技術情報の開示が必要となるであろうし、製品そのものに体化された技術は

リバースエンジニアリングを通じて他企業の手に入りうる。そのように公開された技術がライバル企業の生産活動に利用されると、製品市場において複数社の競争が発生する。競争による製品価格下落により、発明を行った企業の利潤は低下してしまう。このような利潤浸食が予想できたならば、そもそも企業は研究開発を行わないかも知れない。

社会全体にとって企業の研究開発が望ましいにもかかわらず、このように企業がためらってしまう可能性は小さくない。すなわち、企業が研究開発を行うことの私的誘因と社会的価値との間にギャップが発生しうる。実際、複数の工業発明について私的収益率と社会的収益率を推計した Mansfield et al. (1977) の研究からは、概して社会的収益率のほうが高いことが判明した。

このように研究開発が過少となる傾向が実在するならば、何らかの政府介入が社会的に望ましい。一つの手段は政府が自ら研究開発を行う、あるいは民間主体に研究開発を委託することである。植物新品種育成などの農業技術研究では政府が大きな役割を担っており、とくに発展途上国にとっては今後も政府の役割が重要とされている。また税制によって研究開発活動を促進する政策も同様の手段として分類できる。二つ目の手段は政府が必要とする発明の概要を提示し、それを満たした者にのみ報奨金を支払う制度である。例えば18世紀のイギリスでは、海上で経度を正確に測る器具の発明に対する報奨金制度が設置された^(注4)。三つ目の手段として挙げられるのが知的財産権制度である。

一般的に、政府の研究開発や報奨金制度から生まれた発明は複数企業が競争的に利用できる。

それに対して知的財産権のもとで得られた発明は排他的に利用されるため、独占の弊害すなわち過剰利用の問題が発生しやすい。それにも関わらず先進国では知的財産権が政府介入手段として定着している理由は、一つには研究開発に対する報酬と成果が強く結びついていることによる高いインセンティブ効果である。(この点については報奨金制度も同様である。)また政府の研究開発や報奨金制度とは異なり、研究開発テーマの選定が民間主体に委ねられているため、政府に必要となる情報量が大きく節約できるというメリットがある^(注5)。

制度デザインという問題

一口に知的財産権といっても保護対象によって具体的な制度は異なる。日本の場合、工業所有権と呼ばれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権のほかに、半導体回路配置の利用権、植物新品種に対する育成者権、著作権、および不正競争防止法によって守られる営業秘密が存在する。制度を分野ごとに分けるのは、対象によって出願審査の方法や保護の性格が異なるからである。

個々の制度を取り上げて、その内容は決して固定されたものではない。特許制度を例に挙げると、権利の保護期間、保護の範囲、権利取得のための要件、不特許事由(特許の保護対象とならない発明)などの政策変数が各国・各時代の法律や審査基準によって異なる。

知的財産権制度、とくに特許制度の最適なデザインに関しては多くの理論研究がなされている。たとえば Gilbert and Shapiro (1990) および Klemperer (1990) は、社会的に最適な特許

保護期間と保護範囲を分析している。そこでは研究開発の誘因である独占利益を保証しながら、独占による社会的損失を最小化するのが目的である。範囲の狭い特許を長期間保護するのが最適であるとした Gilbert and Shapiro (1990) に対し、Klemperer (1990) は広範囲な特許の短期間保護が望ましい場合もあると述べており、モデルの仮定によって結論が大きく異なることを示している^(注6)。

発展途上国の知的財産権制度に関連する理論研究では、国内における研究開発よりも先進国で生まれた発明を如何に自国で利用するかに重点が置かれている。この分野の理論研究では、知的財産権の「強さ」(つまり地場企業による模倣コストの高さ)、あるいは保護対象範囲の広さを政策変数としている^(注7)。二国間の動学的モデルを使った Helpman (1993) のモデルでは、途上国における知的財産権の強化は必ず途上国の厚生水準を低下させ、先進国の厚生水準は場合によって上昇する。一方で途上国と先進国の需要する技術が異なり、両者が先進国の研究開発資源を求めて競争すると仮定した Diwan and Rodrik (1991) は、途上国側にも知的財産権を整備するインセンティブが存在することを示している。

以上の先行文献から途上国経済向けのインプリケーションを導出することは難しい。知的財産制度が社会の厚生水準に与える影響は新技術の需要と供給に関する仮定設定に依存するため、産業によって最適な制度設計が異なる。したがって、様々な産業構造を有する途上国経済たちは、それぞれ独自の「最適制度」を持つことになる。また制度変更の効果を計測することの難しさが、制度設計のガイドとなりうる「定型化

された事実」(stylized fact)の不足に繋がっていると考えられる。とはいえ知的財産権制度の歴史を見ればどのような制度が編み出され、どうやって普及して行ったかを観察することができる。そこから、制度の望ましいあり方に関する質的情報を得られるかも知れない。

知的財産権制度の略史

知的財産権の歴史は古く、例えば17世紀イギリスでは、発明家に対して14年間の独占販売権を国王が付与するという法律が制定されている^(注8)。その一方で独占販売権が財市場にもたらす非効率性は19世紀半ばの欧州工業国において既に認識されていた。とくに特許制度に対する反発は強く、イギリス、フランス、ドイツなどでは同制度の是非を巡る議論が戦わされた。なかでもオランダは1869年に特許制度を廃止したのち1912年まで特許権を認めなかった [Machlup and Penrose 1950, 3-6]。

19世紀後半にはいると、技術大国として台頭してきたアメリカ合衆国の特許制度が、欧州諸国の注目するところとなる。米国が採用した厳密な出願審査や公開制度など、近代的特許制度の特徴ともいべき諸要素が欧州各国に導入されたのはこの時期であり、その過程で特許廃止論は政策論争のメインストリームから退いたと言える [Khan and Sokoloff 2001, 234-235]。日本では1885年に公布された専売特許条例によって工業所有権制度が始動した。その後の実用新案の導入や1921年の法改正によって、米国やドイツの制度を融合した独自のものへと成長している。

以上のように、19世紀の先進工業国において

は知的財産権制度の是非に関する活発な国内議論が行われ、その結果として国内制度の調整が行われた。そしてオランダや1887年まで特許法を制定しなかったスイスのように、経済政策上の選択として知的財産権を認めなかった先進国が存在したことは重要な史実である^(注9)。

発展途上国では、植民地支配下で設けられた知的財産権制度が継承されているケースは珍しくない。たとえばインドでは1856年に発明の保護に関する法律が制定されており、1911年に改正された特許意匠法は独立インドに引き継がれている^(注10)。しかし各国にとってそのような制度が最適であったとは限らず、インド政府が1970年特許法改正で特許の保護対象を狭めたように、経済発展の実情に合わせて制度が緩和される場合があった^(注11)。

20世紀後半に高度成長を経験した韓国と台湾には、古くから特許法が存在していたものの、1980年代後半までは先進国と比較して保護水準が低かった [大来 1990]。両国とも1986年に特許法が改正されるまで、保護の対象とならない発明として医薬品や化学物質などを挙げていた。すなわち新規化合物などに対する特許(物質特許)が認められていなかった^(注12)。韓国と台湾が特許制度の整備に踏み切った背景には米国などによる外圧もあったが、国内技術開発の促進には制度整備が必要であるという認識が一般化したとも考えられる [大来 1990, 72]。

このように1980年代までは、知的財産権制度の整備を求める外圧はあくまで貿易相手国との二国間交渉を通じたものであった。また制度整備のタイミングは、各国の技術力や発展段階にある程度対応していた。状況を一変させたのは、関税および貿易に関する一般協定(General

Agreement on Tariffs and Trade, 略称 GATT) のウルグアイラウンドで1994年に締結された「知的所有権の貿易的側面に関する合意(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, 略称 TRIPS)」と、翌年の WTO 発足である。

WTO は、前身の GATT と同様に最恵国待遇 (most-favored nation treatment) を含む無差別原則のもとで国際貿易の円滑化に向けたルール作りを行っている。2004年4月現在、途上国を含む147カ国・地域が加盟しており、それらが世界貿易に占める割合は90%を超えている。途上国にとって海外市場へのアクセスを保証する最恵国待遇は大きな魅力なのである。

GATT/WTO で得られた合意の達成は加盟国の義務であるが、その範囲は関税削減や貿易障壁撤廃に留まらず、諸々の経済活動に及ぶ^{注13)}。TRIPS もそのような合意の一つである。TRIPS は特許など各種知的財産権制度について、保護の対象、与えられる権利の内容、権利に関する例外、および保護の存続期間を述べている^{注14)}。これらの項目はまとめて「保護のミニマムスタンダード」と呼ばれ、各国の国内法に取り込むことだけでなく、エンフォースメントも求められている。

TRIPS 協定の履行には猶予期間が設けられ、発展途上国の場合は2000年(医薬品等の物質特許導入は2005年)、後発発展途上国の場合は2006年(医薬品物質特許導入は2016年)からそれぞれ履行義務が発生する。しかし TRIPS 下の制度調和は必ずしもスムーズに進行してはいない。2002年9月までに WTO 紛争処理機関が対応した TRIPS 関連の係争は24件であったが、そのうち7件は先進国の途上国に対する訴えであっ

た [Commission on Intellectual Property Rights 2002, 3]。たとえば1996年から97年にかけて、アメリカ合衆国と欧州連合が相次いで WTO の紛争解決機関 (Dispute Settlement Body) にインドの TRIPS 協定の履行不備を提訴した [World Trade Organization 1998]。インド政府が、医薬品に対する保護を充分に実現していないとの訴えであった^{注15)}。また2001年には、ブラジル政府がエイズ治療薬に関わる外国企業の物質特許を尊重していないとして、アメリカ政府が TRIPS 協定を根拠に WTO 紛争処理機関に提訴している^{注16)}。

各論文の紹介

以上で述べられた理論的・歴史的背景を踏まえ、ここでは本特集の問題意識をまとめながら各論文の紹介を行う。

1. 知的財産権制度の国際調和は望ましいか

前節で述べたように、TRIPS 協定下で途上国が求められている知的財産権制度の整備は、それまで先進国や新興工業国が体験してきたものと異なっている。まず特定の貿易相手国との交渉から発生したのではなく、世界貿易システムへの参加条件としての制度改革である。また猶予期間が設けられていること以外は、各国の発展段階や技術力が考慮されていない。

木村福成「知的財産権保護に関する国際的政策規律：発展途上国への含意」はこのような国際調和の特異性に対して批判的な考察を展開している。関税率の協調削減など国境政策を対象とする従来の多国間貿易協定とは異なり、TRIPS 協定は知的財産制度という国内政策を対象としていることを木村は強調している。ま

た、古典的な貿易理論が自由貿易による厚生水準上昇を明示しているのに対し、知的財産権制度の調和による厚生水準の変化に関しては単純な答えが存在しないことも重要である。

2. 知的財産権によって途上国の技術利用は改善するか

知的財産権制度と海外技術利用の関係を把握することは、国際調和政策を評価する上で重要である。知的財産権制度が既存技術の導入を促進するか否かという疑問、そして知的財産権制度が途上国市場向け研究開発の促進に貢献するという理論的可能性はいずれも実証すべき問題である。

庄司直美・石戸光「知的財産権強化の経済効果分析」は、国レベルの各種データを駆使して、知的財産権制度の整備が貿易や経済成長に与える影響を分析している。Keith Maskus 達の研究 [Maskus and Penubarti 1995; Yang and Maskus 2001] などを踏まえつつ、庄司・石戸の実証分析は知的財産権制度と経済成長の関係が、低所得国においては明らかではないことを示している。

伊藤成朗「多国籍種苗企業の国際展開」は先進国種苗会社の海外進出に注目し、植物品種育成者権の整備が与えた影響を定量的に分析している^(注17)。食料作物を分析対象とした結果、育成者権が種苗会社の進出を促しているという証拠は見いだされなかった。ただし植物に含まれる遺伝子について特許権が付与されると、種苗会社は知的財産権の有無により強く反応すると想像される。

伊藤萬里・山形辰史「HIV/エイズ・結核・マラリア向け医薬品研究開発の趨勢：発展途上国向け医薬品開発の促進に向けて」は先進国企

業による途上国向け研究開発に焦点を当てている。彼らは先進国製薬企業の特許出願行動を分析し、HIV/エイズに関連する研究開発と、いわゆる「顧みられない」疾病に関するそれとを比較している。計量分析の結果、途上国のみで蔓延する疾病の医薬品開発においても民間企業の貢献度が高いことが明らかになった。しかし企業の研究分野選択には、観察できない企業特殊な要因が強く働いており、「顧みられない」病気を研究する性向には偏りが存在することがわかった。特許制度のあり方とこのような企業特殊な努力の関係は興味深い問題である。

3. 知的財産権は途上国企業の研究開発を促進するか

途上国企業の模倣活動と研究開発活動の実態は、知的財産権制度のあり方を考える上で重要な要素である。もし模倣活動(及びその潜在力)が存在しなければ、知的財産権の強化は途上国の技術進歩にマイナスの影響は与えない。一方、模倣活動が存在する状況でも企業が模倣型から研究開発型への転換を容易に実現できる場合は、知的財産権の強化は技術進歩にプラスの影響を与えるであろう。技術力のついた1980年代の韓国・台湾企業等がこれに該当すると思われる。問題は模倣型から研究開発型への転換が困難なとき、または模倣活動を一定期間継続しなければ研究開発型企業に転換できないような状況である。この場合、知的財産権の強化は模倣型企業を撤退させ、研究開発促進効果は小さくとどまるだろう。

岡田羊祐・久保研介「インド製薬産業における研究開発と特許出願：WTO/TRIPS への含意」は物質特許制度への移行期である1990年代を対象にインド製薬企業の行動を分析した。そ

の結果、研究開発投資は増加傾向にあること、そして研究開発費あたりの特許出願が増加していることが明らかになった。現段階では知的財産権の強化が地場産業の技術進歩を阻害しているような形跡は見られない。ただしインド企業の研究開発が新規化合物の探索に向かっているのか、あるいは引き続き製法技術に集中したものであるかに関しては、より詳細な分析が待たれる。

む す び

知的財産権の歴史を振り返ると、今日の先進国や新興工業国は国の発展段階に応じた知的財産権制度を採用していたことが分かる。ところが TRIPS のミニマムスタンダードは、今日の発展途上国にそのようなフレキシビリティを与えていない。

そのような現状を踏まえ、本特集は発展途上国と知的財産権の関係をいま一度整理し、新たな考察を加えることを目指している。先行理論研究が示すように知的財産制度の経済効果は新技術に対する需要と供給の形状によって規定される。個別産業におけるそのような需給関係を観察しながら国レベルでの経済効果を分析するという本特集のアプローチが、途上国と知的財産権に関する政策議論に貢献できることを願う。

(注1) これらの定義は特許庁および世界貿易機関による。<http://www.jpo.go.jp/seido/index.htm>, http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/intel1_e.htm

(注2) 19世紀ヨーロッパの知的財産権に関する議論をまとめた Machlup and Penrose (1950) は、「経済環境の変化にかかわらず、この問題に対する考え方はこの100年間に殆ど変化していない」と述べている。

(注3) 知的財産権整備に関する実証研究のレビューは本号の庄司・石戸論文が詳しく行っているため、ここでは省略する。

(注4) Sobel (1995) はこの報奨金を最初に受賞した John Harrison の発明および受賞までの苦勞を描いている。

(注5) 三つの手段を更に深く比較分析した論文として Wright (1983) が挙げられる。

(注6) 知的財産権制度のデザインに関する詳細は、長岡・平尾 (1998) など産業組織論のテキストを参照のこと。

(注7) 自国と外国を含むことでモデルが充分複雑化しているため、保護期間の長さまで考慮されることは少ない。

(注8) Statute of Monopolies, 1624. 同法が制定される以前は、発明家に限定せず独占販売権が乱発されていたようである。英国特許庁ホームページによる。<http://www.patent.gov.uk/patent/whatis/fivehundred/tudors.htm>

(注9) スイスの特許法制定の背景には、周辺国から発せられた「海賊」行為に対する批判と報復措置の可能性があったと言われている [Machlup and Penrose 1950]。なお19世紀のオランダとスイスが特許制度の欠如にも拘わらず技術進歩を達成していたことを示す論文として Moser (2003) が挙げられる。

(注10) The Act VI of 1856 on Protection of Inventions および The Indian Patents and Designs Act 1911. <http://www.patentoffice.nic.in/ipr/patent/history.htm>

(注11) インドでは1970年改正により、医薬品・化学品・飲食物について製法特許以外の特許の付与が停止された。

(注12) 日本も1975年改正まで医薬品等の物質特許を認めていなかった。

(注13) このように複数分野で、取捨選択せずに合意を結ぶ制度を一括受諾方式 (single undertaking)

と呼ぶ。

(注14) 特許以外には次の知的財産権が TRIPS に含まれる：著作権，商標，地理的表示，意匠，植物新品種，集積回路の回路配置，営業秘密等の非開示情報。

(注15) TRIPS 協定70条9項によると物質特許制度を有さない途上国は，同制度導入に先立って新規医薬品等に対する独占的販売権(exclusive marketing rights)を付与する義務がある。

(注16) "US Abandons AIDS Patent Suit Against Brazil." *International Herald Tribune* 2001. 27 June.

アメリカ政府は後にこの訴えを取り下げている。なお TRIPS は特定の条件が満たされた場合のみ，政府が特許権者の承諾を得ずに発明を利用する「強制実施権」を認めている。

(注17) 植物品種改良の分野では，植物品種育成者権という知的財産権が育種を行った個人や企業に与えられる。植物という対象の特殊性から，審査方法や権利の範囲は特許権と異なる。

文献リスト

<日本語文献>

- 大来俊子 1990. 「技術発展と特許法」大来俊子編『アジアNIEsの経済活動の国際化と法整備：法と政策の国際的調整』アジア経済研究所 71-117
- 長岡貞男・平尾由紀子 1998. 『産業組織の経済学：基礎と応用』日本評論社。
- 西村和雄 1995. 『ミクロ経済学入門』第2版 岩波書店

<英語文献>

- Arrow, Kenneth J. 1962. "Economic Welfare and the Allocation of Resources for Invention," in *The Rate and Direction of Inventive Activity*. National Bureau of Economic Research, 609-625. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Diwan, Ishac, and Dani Rodrik. 1991. "Patents, Appropriate Technology, and North-South Trade." *Journal of International Economics* 30(1/2): 27-47.
- Gilbert, Richard, and Carl Shapiro. 1990. "Optimal Pat-

ent Length and Breadth." *RAND Journal of Economics* 21(1): 106-112.

- Helpman, Elhanan 1993. "Innovation, Imitation, and Intellectual Property Rights." *Econometrica* 61(6): 1247-1280
- Khan, B. Zorina, and Kenneth L. Sokoloff. 2001. "History Lessons: the Early Development of Intellectual Property Institutions in the United States." *Journal of Economic Perspectives* 15(3): 233-246.
- Klemperer, Paul 1990. "How Broad Should the Scope of Patent Protection Be?" *RAND Journal of Economics* 21(1): 113-130.
- Machlup, Fritz, and Edith Penrose 1950. "The Patent Controversy in the Nineteenth Century." *Journal of Economic History* 10(1): 1-29.
- Mansfield, Edwin, John Rapoport, Anthony Romeo, Samuel Wagner, and George Beardsley 1977. "Social and Private Rates of Return from Industrial Innovations." *Quarterly Journal of Economics* 91(2): 221-240
- Maskus, K. and M. Penubarti 1995. "How Trade-Related Are Intellectual Property Rights?" *Journal of International Economics* 39(3/4): 227-248.
- Moser, Petra 2003. "How Do Patent Laws Influence Innovation? Evidence from Nineteenth-Century World Fairs." National Bureau of Economic Research. NBER Working Paper, 9909.
- Sobel, Dava 1995. *Longitude: the True Story of a Lone Genius Who Solved the Greatest Scientific Problem of His Time*. New York: Penguin Books Ltd.
- World Trade Organization 1998. "India: Patent Protection for Pharmaceutical and Agricultural Chemical Products(Complaint by the European Communities and their Member States) Report of the Panel." *WT/DS79/R*.
- Wright, Brian D. 1983. "The Economics of Invention Incentives: Patents, Prizes, and Research Contracts." *American Economic Review* 73(4): 691-707.
- Yang, G. and Maskus, K. 2001. "Intellectual Property

Rights and Licensing: An Econometric Investigation." *Weltwirtschaftliches Archiv* 137(1): 58-79.

<インターネット>

Commission on Intellectual Property Rights 2002. Integrating Intellectual Property Rights and Development Policy: Report of the Commission on Intellectual Property Rights, London. http://www.iprcommission.org/graphic/documents/final_report.htm

[付記] 本特集は、平成15年度（2003年度）に実施した「国際開発と知的財産権」研究会の成果の一部である。本特集の各論文には研究会オブザーバーおよび本誌レフェリーから多くの有用なコメントが寄せられた。ここに感謝の意を表す。また本稿執筆に際しては、山形辰史氏から貴重なコメントを頂いた。

（アジア経済研究所開発研究センター，2004年3月31日受付，2004年5月18日レフェリーの審査を経て掲載決定）